

マイライフファミリー 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 この会は、マイライフファミリー と称する。

第 2 条 この会は、糖尿病の予防、治療及び会員相互の健康増進と親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 この会の事務局は、君津中央病院 生活習慣病対策推進委員会におく。

第 4 条 この会は、第2条の目的を達する為に次の事業を行う。

- 1、研修会及び親睦会の開催
- 2、「さかえ」の配布
- 3、他の分科会や協会との連携

第 5 条 本会は、糖尿病患者及びその家族、治療担当者並びに本会の趣旨に賛同する者により構成する。

第 2 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置く。

| | | | | | |
|----|----|------|----|-----|----|
| 会長 | 1名 | 会長補佐 | 1名 | 副会長 | 2名 |
| 会計 | 1名 | 監 事 | 1名 | | |

第 7 条

- 1、役員は、会員の中から選出する。
- 2、会長、会長補佐、会計、監事は医療スタッフの中から、役員の互選により選出する。
- 3、副会長は、患者及び医療スタッフより各1名ずつ選出する。

第 8 条

役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。役員に欠員を生じた場合は、会長は役員会の議を経て補充することができる。補充者の任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条

会長は、本会を代表し、会務を統率する。
会長補佐は、会長を補佐し、会務を遂行する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会務を代行する。
会計は、会費を徴収し帳簿を管理する。
監事は、会務を監査し役員会及び総会に報告する。

第 3 章 会 議

第 10条 総会は、会員をもって構成し、次のことを決議する。

- 1、予算の決定及び決算の承認に関すること。
- 2、事業計画の決定に関すること。
- 3、会則の改廃に関すること。
- 4、役員選出に関すること。
- 5、その他本会の運営に関わる重要な事項の決定に関すること。

第 11条 総会は、毎年事業年度の初めに会長がこれを召集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に総会を召集することができる。

第 12条 役員会は、本会の役員をもって構成し、会務の審議及び執行、役員の選出並びに選任、総会の召集並びに総会運営に関する事を審議するものとし、召集は会長が行うものとする。

第 4 章 賞 罰

第 13条 本会に、表彰制度を設ける。

- 1、本会の活動に著しく貢献された者に感謝状を贈呈する。
- 2、感謝状の贈呈者は役員会で人選する。

第 5 章 会 計

第 14条 本会の会費は、会員の納付する会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 15条 会費は、年間5,000円とし、必要にあたっては別途徴収する。

第 16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第 6 章 組 織

第 17条 本会は、社団法人「日本糖尿病協会」に加入し、千葉県支部(千葉県糖尿病協会)に所属する。

付 則

- 1、本会則は、平成9年11月15日から施行する。
- 2、本会則は、平成19年4月21日に改定する。
- 3、本会則は、平成20年4月20日に改定する。
- 4、本会則は、平成23年5月29日に改定する。
- 5、本会則は、平成27年4月4日に改定する。
- 6、本会則は、令和元年5月11日に改定する。
- 7、本会則は、令和7年5月19日に改定する。
- 8、本会則は、令和8年4月20日に改定する。